

(別添 4)

令和 6 年 12 月 23 日
内閣府地方創生推進室
内閣官房デジタル行財政改革会議事務局
デ ジ タ ル 庁

令和 6 年度補正予算
新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型 TYPE1）の取扱いについて

I. 基本的な考え方

1. 「地方こそ成長の主角」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、新たに地方公共団体が自由度の高い事業を行うことができる「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を創設し、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを支援することとしている。
2. 新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型 TYPE1）（以下「本交付金」という。）は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、他の地域等で既に確立されている優良なモデルやサービスを活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業に取り組む地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要なハード／ソフト経費を国が交付金により支援するものである。

II. 予算額、補助率

予算額：1,000 億円の内数（国費ベース）

補助率：1／2（後掲）

III. 支援対象等

1. 対象者

地方公共団体

（都道府県、市区町村又は一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法第 4 条第 1 項の規定による港務局を含む。）

2. 対象事業（申請要件）

以下の①～②の要件を満たすものを対象事業とする。

① デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること

※ 当該事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることを複数年に渡って計測するための KPI を設定していること

② コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制が確立されているものであること

※ 事業の実現に向けて、地方公共団体、民間事業者、地域の団体、国、専門家など、地域内外の関係者が参加・連携する体制を構築していること

3. 申請上限数、補助率及び交付上限額

① 申請上限数

都道府県：9事業

市区町村：5事業

※ 上記は TYPE1、TYPEV を含めた申請上限数を指す

※ 地域間連携事業を実施する場合、団体毎の申請上限件数の枠外措置を設ける

② 補助率及び交付上限額

補助率：1／2

交付上限額：1事業あたり国費1億円（事業費ベース2億円）

4. 評価項目

（1）サービス内容（政策目的への適合性）

- ・事業の実施によって解決を図る課題及び実現したい地域像
- ・サービス内容（参考とした他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービス、地域独自の創意工夫）
- ・事業の成果を複数年にわたって計測するための KPI
- ・デジタル原則（構造改革のための基本原則）の遵守

（2）推進体制

- ・庁内の推進体制、事業推進体制

（3）事業計画（実装計画・運営計画）

- ・実装計画（実装までのプロセス・スケジュール、事業経費内訳、サービスを地域に普及・定着させるための工夫、サービスの質やユーザー満足度の向上・改善の手法）
- ・運営計画（中長期スケジュール、収支予定）

(4) 政策的優遇措置

- ・ マイナンバーカードの利活用
- ・ スタートアップの活用
- ・ 地域間連携の促進
- ・ 政策・施策間連携の推進
- ・ 共通化・標準化の推進

5. 審査

審査に当たっては、上記「2. 対象事業（申請要件）」及び「4. 評価項目」に掲げる要件及び視点に関して総合評価を行う。

6. 事業計画

4. (3) における「事業計画」は「実装計画」及び「運営計画」からなる。

① 実装計画

本交付金の交付期間内における「事業計画」を「実装計画」といい、その期間は当該事業年度末までである。

② 運営計画

本交付金の交付対象事業終了後における「事業計画」を「運営計画」といい、その期間は交付対象事業終了後2か年である。

「実装計画」については当該事業年度終了後、「運営計画」については1か年経過するごとに、取組状況や KPI の進捗状況等について、別に定める様式にて事務局へ報告することとする（必要に応じ、個別のフォローアップを行う場合がある）。

7. 経費

① 対象経費

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業の立ち上げに要する経費を単年度に限り支援する。

事業の遂行に必要な、設備・システム導入費、施設改修費などのハード経費、人件費、サービス利用費、外注費などのソフト経費のいずれも支援対象とし、総事業費に対するハード経費割合の制限は設けない。

サービス実装に向けたシステム構築費等に止まらず、普及・定着に向けた周知広報や、改善に向けた調査等も対象。

具体的な対象経費の例は、以下のとおりである。

- ※ 事業の計画・戦略立案・計画修正等の経費
- ※ サービス実装に係る付随費用（例：マーケティング調査、サービス普及・定着・改善をはかるために要する人件費等）
- ※ 事業のプロジェクトマネジメントに係る経費
- ※ 外部人材招聘経費（デジタル専門人材、中核的経営人材等への委嘱費用等）、その他人材確保等関係経費
- ※ 事業評価（KPI 取得に係るアンケート調査、Well-Being 指標に係る調査・ワークショップ等）に要する経費
- ※ 事業遂行に必要となる設備・備品の整備に関する経費
- ※ 広報・プロモーション経費（サービスの体験イベント等の開催、チラシ等販促物の作成等）
- ※ 複数年契約に基づく PC レンタル料やクラウドサービス利用料（ただし、複数年分を一括して初年度に費用計上できる場合に限り、交付対象事業の実施計画期間3か年分を上限とする）

② 対象外経費

本交付金は、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業を支援するものであり、実装を伴わない実証や調査のみに止まる事業の経費は対象外である。

本交付金はサービス実装の立ち上げに係る費用を単年度に限って支援するものであり、実装後のランニングコストは地方公共団体自身で確保することが前提（例外として複数年契約に基づく初年度一括支出の場合は認める。）。

サービス実装を伴わない事業（例：Wi-Fi等のインフラ整備、人材育成、コンテンツ・特産品開発のみ）は交付対象外。

また、以下の経費についても、原則として支援の対象外とする。

- ※ 人件費（地方公共団体の職員の人件費）
- ※ 職員旅費（トップセールスに伴う随行旅費は除く）
- ※ 従前から実施してきているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等
- ※ 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- ※ 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- ※ 貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金
- ※ 国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費（なお、国による他の補助金等の対象となる可能性のある事業については、国による当該補助金等の利用を優先すること）
- ※ 地域おこし協力隊員の人件費など、財政上の支援をうけている経費
- ※ 用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費

IV. その他

1. 採択後の変更手続について

（１）「デジタル実装型 TYPE1 実施計画」等を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書を提出する必要がある。

（２）ただし、事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であって、以下の場合については、変更交付申請書の提出を要しないものとする。

- ① 経費の流用（経費項目間の組み換えであって、交付対象事業費（総額）の２割以下のもの）
- ② 経費項目の追加（交付対象事業費（総額）の２割以下のもの）
- ③ 経費項目の削除（削除が実施計画に影響を与える可能性がないものに限る）
- ④ 経費の減額
- ⑤ 直近交付決定時の交付対象事業費（総額）の範囲内での経費の増額
- ⑥ KPI 追加・上方修正
- ⑦ 文言その他記載内容の修正（修正が実施計画に影響を与える可能性がないもの）

(3)(2)の場合にあつては、あらかじめ変更しようとする実施計画を報告するものとする。

2. 地方負担分に対する地方財政措置

デジタル実装型の地方負担分については、地方交付税の増額交付等の中での対応となる。

3. 地域間連携

複数の地方公共団体による地域間連携事業として申請する場合、主たる申請者である地方公共団体が実施計画等を作成するとともに、連携する全ての地方公共団体が共同して、地域間連携に関する実施計画等を作成すること。

4. その他

- ・ 本交付金の交付を受けた地方公共団体は、会計検査での不当事項等の指摘による処分を受けることがないよう、適正な執行に努める必要がある。
- ・ 各地方公共団体においては、交付金の具体的使途（実施計画上の経費内訳に記載された内容）や実施体制について、必ず地方公共団体のウェブサイトにおいて公表することとする。
- ・ 産官学金労言等、地域のステークホルダーの意見を踏まえ、KPIの達成度について効果検証を行うことが適切であり、毎年度の効果検証の結果については、必ず地方公共団体のウェブサイトにおいて公表することとする。
- ・ なお、検証の過程においては、必要に応じて住民の意見聴取等を行い、今後実施すべき事業のあり方について提言を行うことが望ましく、議会による検証についても行われることが望まれる。

5. 問合せ先

内閣府地方創生推進室／内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局
e-mail : digitaldenen-kofukin.f7k@cao.go.jp
電話 : 03-6257-3889

※ご不明な点等がある場合には、市区町村等は都道府県を通じてメールで問い合わせしてください。情報、回答の統一的整理のため、電話での問合せは受け付けておりません。各団体から問合せを受けた内容については相談状況等を踏まえ、必要に応じて適宜情報提供を行う予定です。